

京都市立芸術大学大学院美術研究科外国人留学生に関する規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

(平成 28 年 3 月 28 日一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 3 月 31 日一部改正)

第 1 条 京都市立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 37 条及び第 38 条による外国人留学生のうち、美術研究科（以下「研究科」という。）に属する者（以下「留学生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第 2 条 留学生とは、日本国籍を有しない者で、出入国管理及び難民認定法別表 1 の 4 に規定する「留学」の在留資格を有し、本学において教育を受ける者をいう。

2 留学生の種類は以下のとおりとする。

(1) 大学院の留学生

(2) 研究留学生

(3) 本科留学生

第 3 条 留学生は、研究科における教授及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、入学を許可する。

2 留学生は、研究科の学生定員外とする。ただし、大学院の留学生を除く。

第 4 条 研究留学生とは、特定の学科目を履修する者をいう。

2 研究留学生の総数は、原則として、18 人以内とする。

3 研究留学生の修業年限は、原則 1 年とする。ただし、学長が必要と認めるときは、最長 2 年まで在籍することができる。

4 研究留学生の入学の時期は、各学期の始めとする。

5 研究留学生の入学志願資格は、次の 2 つの条件を満たした者とする。

(1) 学習に足る日本語の理解と表現能力を有する者

(2) 大学院学則第 17 条（入学の資格）に定める者又は入学時まで各号のいずれかに該当する見込みである者

6 研究留学生の入学選考は、書類選考によるものとする。

7 研究留学生の入学志願に際しては、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 卒業証明書及び成績証明書

(3) 研究計画書

(4) 作品のポートフォリオ、論文の写し等

- (5) 日本語能力証明書
- (6) 推薦状（指揮教官又はそれにかわる者が作成したもの）
- (7) 健康診断書
- (8) 保証書（日本での身分保証書及び経済的保証書）
- (9) 顔写真（4cm×4cm）4枚
- (10) その他必要な書類

8 研究留学生は、入学後毎学期始めに指導教員の指示に基づき、研究計画を定め、指定期日までに届け出なければならない。また、毎学期末に研究成果の概要を指導教員に報告しなければならない。

第5条 本科留学生とは、研究留学生としての教育のうえに、修士の課程を履修する者をいう。

- 2 本科留学生の入学定員は、原則として、6人とする。
- 3 本科留学生の修業年限は、原則として、2年とする。ただし、3年を超えることができない。
- 4 本科留学生の入学志願資格は、受験時において研究留学生として現に6箇月以上在籍する者又は過去に1年以上在籍した者とする。
- 5 本科留学生の入学選考は、入学試験によるものとする。ただし、令和4年4月1日以降本科留学生の入学選考は行わない。
- 6 本科留学生の入学の時期は、入学試験に合格した年の翌年の学年の始めとする。
- 7 本科留学生が修士課程を修了したときは、学位記を授与する。

第6条 留学生の授業料、入学考査料及び入学料の額は、次の区分により公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程に定める額とする。

- (1) 本科留学生にあつては、大学院生の規定による。
- (2) 研究留学生にあつては、委託生の規定による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。